

公害等調整委員会のしごと

公害紛争の迅速・適正な解決

公害紛争処理法（昭和45年制定）に基づき、公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを任務としています。

●公害紛争事件の処理

公害等調整委員会は、各都道府県に置かれている公害審査会等と分掌し、公害紛争の当事者からの申請等に基づき、裁定、調停等の手続により、紛争の迅速・適正な解決を図っています。

●公害苦情相談に関する地方公共団体との連携

地方公共団体には、公害苦情を迅速・適正に解決するために公害苦情相談窓口を設けたり、公害苦情相談員を置いたりしています。

公害等調整委員会は、苦情処理のノウハウの向上を図るとともに、公害苦情処理状況に関する調査を毎年度実施しています。

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年制定）に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図ること等を任務としています。

●鉱区禁止地域の指定

各大臣又は都道府県知事の請求に基づいて、鉱区禁止地域の指定を行っています。

●鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱業法、採石法又は砂利採取法などに基づく特定の処分について、これを不服とする者からの申請に基づき裁定を行っています。

●土地収用法に基づく処分に対する意見照会等

土地収用法、鉱業法等に基づき、主務大臣等が行う審査請求の裁決に係る意見照会への回答、処分に係る承認等を行っています。